

株式分割に関する基準日設定公告

株主各位

平成 29 年 11 月 15 日

東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 19 号
株式会社イグニス
代表取締役社長 錢 鋳

当社は、平成 29 年 11 月 13 日開催の当社取締役会において、平成 29 年 12 月 1 日を効力発生日として当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、当社は、平成 29 年 11 月 30 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式につき当該株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので、公告いたします。

以上

<お知らせ並びにご注意>

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 30 年 1 月中旬頃にお届出ご住所にお送り申し上げる予定でございます。
2. 平成 29 年 12 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

連絡先 〒168-8507

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)